

9

第 25 回総会議事録

(令和 7 年 7 月 25 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第25回総会 議事録	
日 時	令和7年7月25日（金曜日）14時00分～16時30分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 12名 欠席農業委員数 0名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第6号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 第8号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について 2 報告事項 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について 第4号 特定農地貸付けの変更について 第5号 農地の転用事実に関する照会の回答について 第6号 農地法第4条許可審議案件（令和7年度第23回総会議案）に対する取り下げについて 第7号 農用地利用集積等促進計画（8月始期）について（報告）
審議結果	第1号議案 7号 許可 8号 許可 第2号議案 4号 取下げ

	6号 許可相当
第3号議案	
	9号 保留
	10号 許可相当
	11号 許可相当
	12号 許可相当
	13号 許可相当
	14号 許可相当
	15号 許可相当
第4号議案	
	8号 承認
	9号 承認
	10号 承認
第5号議案	
	3号 承認
	4号 承認
第6号議案	
	18号 承認
	19号 承認
	20号 承認
	21号 承認
	22号 承認
	23号 承認
	24号 承認
第7号議案	
	4号 承認
	5号 承認
	6号 承認
第8号議案	
	瀬谷9 承認

	議事
事務局	(開会 14時00分) 農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。出席委員数報告。
議長	第25回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は12名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第25回総会を開会いたします。議事録署名人は、石井勝則委員と奥村委員にお願いします。
議長	それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処

	分について」受付番号 7 号について審議します。事務局から受付番号 7 号について、説明をお願いします。
事務局 石井豊委員 和田推進委員	<第 1 号議案受付番号 7 号を朗読> 議案の詳細については和田推進委員から説明します。 申請地は、相鉄線ゆめが丘駅から北西へ 650m ほどの位置にあり、譲渡人が相続で譲り受けた土地ですが、現在旭区に住んでおり耕作することが困難ということで、申請地の近隣に住んでいる譲受人が当該地を購入するものです。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 1 号議案受付番号 7 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第 1 号議案受付番号 7 号については、許可とします。
議長 事務局 金子委員 相澤推進委員	続いて、受付番号 8 号について、事務局から説明をお願いします。 <第 1 号議案受付番号 8 号を朗読> 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。 申請地は、土地所有者が高齢のため管理ができないということで、本家である譲受人が買い取るもので、現在はクリ畠となっており、肥培管理は良好です。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 1 号議案受付番号 8 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長 事務局 議長	続きまして、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」受付番号 4 号について審議します。事務局から説明をお願いします。 <第 2 号議案受付番号 4 号取下げについて朗読> ただいま事務局から説明があったように、第 2 号議案受付番号 4 号については、本総会では取下げとします。
議長 事務局 根本委員 鈴木勇次 推進委員	続いて、受付番号 6 号について、事務局から説明をお願いします。 <第 2 号議案受付番号 6 号を朗読> 議案の詳細については鈴木勇次推進委員から説明します。 申請地は環状 4 号線に平行して流れている侍従川を渡ったところにあります。近隣は住宅地、老人施設があります。相続を受けた譲渡人では引き続き農業を継続するのが困難であり、今回車両置場として整備して貸し出します。農業については、自宅周辺にも畠があるため今後も農業を行うことができますが、申請地周辺は住宅地があり、交通量も多い環状 4 号線にも近いため、申請地の農業継続は厳しい状況です。本件は被害防除が適

	切に計画されています。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第2号議案受付番号6号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案受付番号6号については、許可相当とします。
議長	続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。受付番号9号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号9号保留について朗読>
議長	ただいま事務局から説明があったように、第3号議案受付番号9号については、本総会では保留とします。
議長	続いて、受付番号10号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号10号を朗読>
田中委員	申請地は県立舞岡高校の北側、道路に挟まれた場所です。譲渡人はともに高齢であり、後継者もいないということです。譲受人である病院は県立舞岡高校の正門の向かい側に位置し、従業員用の駐車場が不足している状況であるため、候補地を探していたそうです。譲受人、譲渡人双方の事情から農地転用はやむを得ないと判断しています。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第3号議案受付番号10号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案受付番号10号については、許可相当とします。
議長	続いて、第3号議案受付番号11号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号11号を朗読>
矢島会長	申請地の北側で自動車修理業を営む譲受人が申請地を購入し駐車場として整備するものです。譲受人は民間車検場として大型特殊自動車までの認定を受けており、修理または車検のために毎月150台以上の車両を預かります。しかし、既存の事業所敷地ではスペース不足のため、通路の確保も困難な状況であり、取引先から車両を受け入れるのに支障をきたしています。そのため、申請地を譲受人の保有車両18台、取引先からの預かり車両16台の駐車場として利用する計画です。今回の申請地は農地転用面積

として必要最低限であり、他に利用可能な土地はなく農地転用はやむを得ないと判断しています。申請地の北側は公道、北西側は住宅及び駐車場、南東側は水路、南西側は畑です。隣接地との境にはコンクリートブロック3段から4段積みを新設します。敷地内は碎石舗装としますが、出入口スロープ部分はコンクリート舗装とし、スロープと公道の間0.5m幅のみ碎石舗装とします。また、水路沿いの法面1m幅は現状の土のままとします。雨水については自然浸透とし、出入口スロープのコンクリート舗装部分の雨水は公道との間の碎石敷き部分に浸透させます。隣接の農地には影響なく、隣接所有者に利用計画を説明済みです。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第3号議案受付番号11号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員举手)

議長

総員举手と認め、第3号議案受付番号11号については、許可相当とします。

議長

続いて、第3号議案受付番号12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

<第3号議案受付番号12号を朗読>

議案の詳細については和田推進委員から説明します。

石井豊委員
和田推進委員

申請地は下飯田の交差点から南西へ約150mの調整白地1筆です。譲受人が土地を購入し、資材置場に整備するものですが、譲受人は外装、屋根塗装工事を業としていまして、現在、上飯田町に資材置場を構えていますが、出入りの際に車の入替えが必要となり、現状、作業効率が悪くなっています。また、上飯田中学校の南側に位置しており、入替えの際に登下校時の中学生との接触事故の危険性もある状態でした。そのため、申請地に移転し、資材置場として利用する予定です。申請地には、通勤用及び作業用の車両を12台、また、一時的にごみを置く脱着コンテナも置く予定で、必要最低限の面積となっています。申請地の西側、北側は山林、南側は道路、東側は農地となります。隣接地との周りには、西側、北側にはコンクリートブロック1段と鋼板、南側にはクロスゲートを設置します。また、東側にはコンクリートブロック1段とネットフェンスを設置し、農地への日照、通風の影響を及ぼさないようにします。敷地内は、転圧碎石敷きとし、雨水については、勾配によって南側に設置したU字溝で集水し、雨水枠を経由して道路側溝に接続します。周囲の農地に影響はありません。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第3号議案受付番号12号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員举手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案受付番号12号については、許可相当とします。

議長

続いて、第3号議案受付番号13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局
鈴木宏委員

<第3号議案受付番号13号を朗読>

申請地は譲受人がグループホームを建築し、借受予定人に貸し出す予定です。借受予定人は首都圏に39施設、定員600名の障害者グループホームを運営しており、市内では戸塚区原宿町に本件と同様の施設を運営しています。今回は入所とショートステイのための個人の部屋22室や浴室、トイレ、リビング等を設置します。申請地は必要な面積を満たしています。申請地は3方面が農地に囲まれ、周辺は緑豊かな環境です。また、環状3号線に近く複数のバス停が徒歩圏内にあり、職員の通勤に便利な立地です。東側は公道、西側と南側は公園上は公道であり、公道の先は譲渡人所有農地、北側も譲渡人所有農地です。建物敷地は、緑地及びアスファルト敷とします。雨水は緑地部分は自然浸透とし、建物及び敷地アスファルト部分は雨水勾配によりU字溝を経由して雨水浸透トレンチにて処理します。オーバーフローは前面公道雨水枠に接続します。申請地は周辺農地より地盤面が低いため、農地への雨水の流出はありません。汚水は、敷地内最終汚水枠を経由して、前面公道の污水管に接続します。隣地境界は、擁壁・フェンスを設置します。北側農地への日照については、必要最小限度の影響となるよう建物を設計しています。農地に向けた照明は設置せず、建物窓から照明が極力漏れないよう設計しています。農地への影響については、譲渡人である地権者に説明を行い、了解を得ています。御審議よろしくお願いします。

議長
奥村委員

御意見、御質問はありませんか。

地図上だと、東側の歩道が途中でなくなっていると思うのですが、都市計画道路の事業認可がまだ下りていないのが、南側だと想像しているのですが、計画は決定されていると思いまして、このような場合に行政が農地を買い取るということは行わないのでしょうか。都市計画決定がされている土地で売買が進むことがあるのでしょうか。

事務局

こちらは戸塚大船線の都市計画道路で北東側はすでに形状としては何もない状態となっています。南側は着手時期未定というような扱いとなっています。申請地の南東側は緑地帯及び駐車場のみとなっており、建物は一切建築されません。逆に言うと、南東側に建築することができないので、それ以外の部分に建物を建てるというような設計となっています。また、土地の所有についてですが、今回は賃借権の設定となっており所有権の移転ではないので特に問題ないと建築局から聞いています。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第3号議案受付番号13号について、許可相当とすることに異議なしと

	する方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員举手) 総員举手と認め、第3号議案受付番号13号については、許可相当とします。
議長	続いて、第3号議案受付番号14号について、事務局から説明をお願いします。
事務局 石井豊委員	<第3号議案受付番号14号を朗読> 申請地は上飯田バスター・ミナルから北東へ約500mの農振白地3筆です。譲受人が賃借し、車両置場に整備するものです。譲受人は中古自動車の販売業を業としています。譲受人は現在、大和市上和田と上飯田町に20台分の車両置場を構えていますが、現状、既に収容能力を大幅に超過している状態です。そのため、申請地を賃借し車両置場として利用します。申請地には、展示用として25台分の車両置場と来客用及びスタッフ用として4台分の車両置場を設置します。展示用に関しては、現在保有している31台分の内、現在の車両置場に置くことができない10台分に加えて、事業拡大のために展示用として15台分、計25台を置く予定です。また、来客用及びスタッフ用の車両置場においては、来客用最大3台分とスタッフ用1台分を想定しており、必要最低限の面積となっています。申請地は東西南北を道路に囲まれています。隣接地との周長には、西側及び北側は既存擁壁を使用し、東側及び南側は土砂の流出防止のため土留めを設置します。敷地内は、転圧碎石敷きとし、雨水については自然浸透させます。周囲の農地に影響はありません。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
委員 議長	第3号議案受付番号14号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
議長	(総員举手)
事務局 森委員 門倉推進委員	総員举手と認め、第3号議案受付番号14号については、許可相当とします。
議長	続いて、第3号議案受付番号15号について、事務局から説明をお願いします。
事務局 森委員 門倉推進委員	<第3号議案受付番号15号を朗読> 議案の詳細については門倉推進委員から説明します。 申請地は岡津中学校から北西へ約280mに位置しています。戸塚区小雀町及び泉区岡津町を拠点に解体工事業を営む譲受人が申請地を購入し、資材置場として整備するものです。譲受人は、昨年度工事実績189件で年間売上高3億円を計上しており、受注件数・従業員数が増加しています。そのため、既存の資材置場だけでは車両・資材が足りない状況で、足場資材等もリースしている状態です。対応可能なリース業者が見つからず、受注

を断ったこともあります、必要な資材を自社で保有したいという意向です。現在の従業員数ですと7件の解体工事を同時並行で実施することが可能ですが、そのためには現在の場所では必要な機材を置くことが不可能ということで、資材置場として転用する計画です。なお、申請地の北側が既存資材置場となっていますが、申請地とは高低差が数mあるため、車両で行き来することは出来ません。一体的な利用が困難であるため、申請地への出入りは南東側の道路から行います。申請地の北側は譲受人の既存資材置場、西側は山林、南側は農地ですが山林のようになっています。東側は公道を挟み住宅及び駐車場があります。隣接地境には鉄板柵、地表の高さ0.4m、地中0.1mを新設します。敷地内は、外周部の法面を除き、碎石舗装とし、出入口部分のみコンクリート舗装及びグレーチングを新設します。南東側の出入口の前面道路の終端部が未舗装であるため、自費工事でアスファルト舗装し、側溝の蓋掛けも行います。雨水については敷地内地下に雨水浸透施設を新設し、オーバーフロー分を前面道路対面の道路側溝へ排出します。側溝に接続するための横断暗渠も自費工事により設置します。南側の隣接農地の方が高くなっています、農地への影響はありません。

なお、住宅街の行き止まり道路や通学路をトラック等の業務車両が通行することになるため、通行時間帯や速度に十分に配慮する計画となっています。事前に隣接住宅へ計画の概要を説明したほか、近隣の岡津小学校及び岡津中学校にも車両通行経路を説明しているということです。御審議よろしくお願ひします。

御意見、御質問はありませんか。

搬入路が狭いということはそれだけ車両の大きさが制限される分、往復が増えることが想定されます。時間帯を想定しないと近隣住民の生活にも影響が出るだろうし、トラックが連なってしまってすれ違えないなどの問題も発生するのではないかでしょうか。

3tダンプで十分入れるという回答をもらっていますが、それ違いはできない幅員なので、「住宅街を通行する際は狭い曲がり角では必ず同乗している従業員が降りて安全に配慮して曲がるようにする」という計画を聞いています。スピードについても何かあればすぐ止まれるように時速10kmを基本として走行する計画となっています。時間に関しては登下校時間のピーク、朝は7:30から8:30、午後は一定の時間については車両の搬入出自体を行わない、稼働時間は朝6:00から19:00ですが、住宅街が近いので振動や音について、近隣住民に迷惑がかからないよう従業員に周知徹底させる計画となっています。

町内への説明会は設けているのでしょうか。

今回のケースは開発許可や盛土規制法の許可を必要とする計画ではないため、町内や近隣への説明会、事前の掲示板による告知など義務として課されていません。事務局からは「事前に周辺に説明をしてください」とお願いをしていますが、それに対して申請者が対応した範囲は隣接住宅2

議長
奥村委員

事務局

田中委員
事務局

田中委員

軒と小学校、中学校のみとなっています。

住民が一番大切。そこを事前にしっかりと解決しておかないと、後々何かあった時に「農地転用を許可したのは横浜市だろう」ということになってトラブルが発生することが想定されます。住宅が多い生活道路に大きなトラックが入ってくると、騒音や振動、安全面から問題になると思います。

業者は最初こそ農地転用許可を得るために近隣住民に迷惑がかからないように配慮すると言うでしょうが、許可が出てから何年も経つとそこが甘くなり、その皺寄せとして生じたクレームが横浜市に寄せられるようになることが懸念されます。そのクレームが発生することを見越して許可の判断をしたほうがいいと思います。

事務局

住民感情としてはそういうことが発生することは想定されますが、農地法では「住民説明が必須」との定めがないため、十分な住民説明を許可条件とすることも難しく、町内や近隣への住民説明がないことをもって不許可にすることはできません。「隣接農地の営農に支障をきたす」などであれば不許可要件がありますが、盛土規制法の許可なども担当課から不要と判断されてしまっているので、他法令調整を理由として不許可にすることもできません。

石井勝委員

委員会の意見として「そういう懸念があった」ということは進達することはできるのでしょうか。

事務局

可能です。審議の場で出たリスクを懸念する意見は記録として残しますし、それを踏まえて横浜市に上げていきます。神奈川県ネットワーク機構への諮問の中でも現場を案内した時に同様の意見が出てくることが想定されます。将来的に申請内容を遵守するように強く念押しするのか、転用完了の検査をする際、単に工事が終わった段階で完了扱いするのではなく「計画通りに資材を配置し、計画通りに使っている」ことを確認したうえで完了扱いとするか、それらを許可条件として付すことができるか、など横浜市と検討していく必要があると考えています。

森委員

現地を見た感想として、搬入路がかなり狭いように見て取れました。現在、法上の方で使用している資材置場は高低差がかなりあります。申請後に大規模に切土して造成するような事態も想定されます。許可した後もしばらく様子を見続けていくことも必要なのではないかと感じました。現地はすり鉢状の地形で、資材置場としても利用しにくい土地です。

宮川委員

申請地と既存の資材置場の高低差はだいたいどの程度ありますか。

事務局

4 m程度です。

宮川委員

住宅地図を見ると北側に道が通っているように見えるのですがこれは公道が通っていたりするのでしょうか。また、認定道路や公図上の道はあるのでしょうか。

事務局

公道敷きは地図上に示されたような回り込み方はしていません。現場に行きましたが通り抜けられるような道路形態はしていません。歩行者なら草をかき分けながら通れるかもしれません、実質的にここから車両が出

根本委員

入りするのは想定しておらず、認定道路等もありません。

事務局

器物破損について、住んでいる人たちが防犯カメラなどをつけていれば警察への通報につなげることができるかもしれません、つけていなければ知らん顔をされてしまうかもしれません。物損事故を起こしたら必ず名乗り出るように指導してほしいと思います。できるだけトラックに会社名を大きく入れさせるなど。

石井豊委員

事務局

石井豊委員

事務局

現在通行しようとしている道、というのが道路側溝の蓋を踏まなければ通行できないような幅です。地元の方も「側溝の蓋が壊れてしまったらどうするのか」など懸念をしています。これに関して土木事務所に対し、蓋のやり替えなど、事前の通行条件を何か設定できるのかを確認させました。土木事務所からは「通行したことで壊してしまった場合は自分たちで直してください、と言えるが、公道であるため今の段階では通行不可とは言えない。」と回答があったことを確認しています。申請者へ道路管理者としっかり話をして、きちんと対応するように、ということは伝えていきます。

道路の幅員はどのくらいなのでしょうか。

2.7mです。

既存の資材置場から降りてくる道、というのは申請地内に作れないのでしょうか。

それについては事前相談の段階から何度も「北側の既存資材置場と一緒に使う計画はできないのか」と確認していましたが、かなり大規模なスロープを作らないといけないということもあり、開発や盛土規制法の手続きが必要になってしまことから、譲受人としては「申請地の接道がないのであればスロープを作るしかないが、接道があるのであればそこを使う。開発申請等が必要になるような対応はできない」という返答がありました。今回の転用申請書の中では「将来的に一体利用するようなことがあれば関係法令を遵守して適正な手続きを取ることを誓約します」という記載があります。

田中委員

土地利用計画図通りに資材置場が利用されているという管理、監督をするような部署は横浜市はあるのでしょうか。

事務局

土地利用計画図通りに工事が完了したかどうかは農業委員会で確認します。その後の資材置場の利用方法については監督する部署はありません。また、実際に資材置場を利用する中で、その都度、資材の量は当然変化するので、常に計画通りの資材の量があるわけではないと想定されます。

田中委員

とりあえず許可が出るような絵を描いて、農地転用の許可が出てしまえばあとは自由、ということになってしまうのではないかでしょうか。ちゃんと転用計画通りに利用しているか、という許可後の動きについても横浜市に責任を持ってもらわないと。許可さえ出てしまえば何をやってもいいよ、となってしまうことが委員の皆さんのが心配していることではないでし

	ようか。
根本委員 事務局	申請地は公道に接しているのでしょうか。
根本委員 事務局	案内図のベースで使っている住宅地図ですと繋がっていないように見えますが、実際には公道敷きはまっすぐ申請地まで繋がっています。
根本委員 事務局	幅員 2.7mだとどの程度の大きさまでの車両は通っていい、など決まっているのでしょうか。
議長	土木事務所によると、少なくとも今現在計画されている 3 t の車両に「通ってはいけない」と言うことはできないようです。公道なので特定の業者を通行禁止にすることもできません。
事務局	たくさんの御意見が出ましたが、意見をつけて許可相当とすることでおろしいでしょうか。
奥村委員 事務局	このあと神奈川県ネットワーク機構の諮問があり、横浜市での審査もあります。許可権者は横浜市であるため、農業委員会には許可・不許可とする権限がありません。本案件は、農地法上では不許可とする条件に該当しないと思われます。そのため、本日は許可相当として採決し、今回、いろいろな意見をいただいているので、その意見を附して横浜市へ出させていただくということでいかがでしょうか。
石井豊委員 事務局	農業委員会に許可・不許可の権限がないのであれば、この場で「許可しない」という意見を出しても法律上は問題ないのではないでしょうか。
奥村委員 事務局	法律上は不許可の条件に該当しないと思われます。
奥村委員 事務局	このような「法律上は不許可にできないけど計画としてまずいでしょう」という案件が出てきたときに、意見を出すのが農業委員会の立ち位置ではないでしょうか。
奥村委員 事務局	法律上不許可にできないようなものを審議するのが我々の役目だと思うので、許可相当であるかないかを委員一人ひとりがよく考えて判断していただければいいかなと思います。そうでなければ農業委員会の意味がなくなってしまう。決まり通りやるだけではわざわざこの席に座っている意味がありません。
鈴木宏委員	御意見ごもっともだと思いますが、法的に根拠がないことについては、お願ひレベルになってしまふことは先ほど御説明した通りです。
鈴木宏委員	ただ、この場で皆様に審議していただいた結果、「許可相当としない」という決論になった場合は、その内容を横浜市へあげていきます。その後の市の判断については、法に基づき一件ずつ審議されることになります。許可相当でもそうでなくとも皆様に御審議いただければと思います。
鈴木宏委員	今回決めなければいけないのでしょうか。
鈴木宏委員	保留にする場合、法的に出さなければならない書類が不足している等の理由が必要です。今回の懸案事項については、法的に何か求められるものではなく、お願ひレベルの内容であるため、先方から「出せない」と言われたら、それ以上は要求することができません。
鈴木宏委員	今回の件は法的にはクリアしており、法的にクリアしているものを農業

	委員会でどう判断するかということだと思います。不許可相当とするなら、それで上にあげていくしかないでしょう。
事務局	申請者からこれ以上の資料は出てきませんが、この内容でどう判断するか御審議いただければと思います。
鈴木宏委員	保留にはできないと思います。
根本委員	皆さん、不許可にしようと話していますが、不許可にする法的な理由が一つもないのではないですか。危ないとか、狭いとか、住民に迷惑がかかるだろうという不許可の理由にならない理由で「不許可」と言っても仕方がないと思います。農地転用の完了を確認したら農業委員会の手は離れてしまうため、地域住民の安全を確保するための対策は警察に対応してもらうしかないのでしょうか。警察に行くより前に、資材置場の利用状況を監視する部署はないのでしょうか。
事務局	監視する部署はありません。
石井勝委員	許可相当で審議し、挙手した人の人数をただ報告すればいいのではないですか。これまで、不許可相当での審議はしたことがないと思います。
鈴木宏委員	不許可相当とするには法的な根拠を出す必要がありますからね。
奥村委員	先ほどの一件審査というのは、法律が行き届かない点を現場に応じてきめ細かにどう対応していくかということが一件審査の主旨だと思います。法律は完璧ではなく、地域に合わせて不都合があれば、明文化しておくべきです。誓約書を出すなら近隣住民にも出すべきだと思うし、誓約書には速度のことだけでなく、車両通行による振動で住宅の壁に亀裂が入った時の補償なども盛り込むべきだと思います。そのためには家屋調査もしなければならないはずなので、北側の既存敷地から通路を作る場合と変わらないぐらい費用がかかるのではないかでしようか。年間3億円の売り上げがあるなら、北側からの通路を整備する費用も捻出できるのでは。具体的にいくらかかるから無理などの懐事情を踏まえた交渉をどの程度したのか聞きたいです。そのため、今回は保留にしたいと思っています。
事務局	先ほど保留の御質問をいただきましたが、これまでの議案で保留とした案件はありますが、申請者側の計画や書類の修正が間に合わない等の理由で保留になったものであり、それ以外の理由で保留となったものはありません。今回の手続きは、行政手続法により「許可」か「不許可」で決を採らせていただきます。今回、農業委員会で多くの御意見をいただいているので、「不許可相当」という結論も可能です。「不許可相当」として神奈川県ネットワーク機構へ諮問し、神奈川県ネットワーク機構からはさらに答申という形で「許可相当」または「不許可相当」の回答が返ってきます。
議長	農業委員会と神奈川県ネットワーク機構の二つの意見を横浜市へ提出し、それをもとに市がどのように判断するかという流れになります。
	採決したいと思います。許可相当とするのに異議なしとする方は挙手をお願いします。
	(農業委員 12人中計 7人が賛成で過半数となる。)

議長	賛成多数と認め、第3号議案受付番号15号については、許可相当とします。
鈴木宏委員 事務局	農業委員会から意見があつたことはあげていきますか。 はい。意見を付して提出させていただきます。
議長 事務局	続きまして、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」受付番号8号について審議します。事務局から説明をお願いします。
矢島会長 角田推進委員	<第4号議案受付番号8号を朗読> 議案の詳細については角田推進委員から説明します。 申請地の南東側ですが、地図上に荒井沢市民の森があり、その南側は鎌倉市で尾根沿いにハイキングコースがあります。申請地はハイキングコースの際であり、山林と一体となっており農地に復元することはできない状態であるため、非農地と認めざるを得ないというのが現状です。御審議よろしくお願いします。
議長 委員	御意見なれば、採決を行います。 (総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案受付番号8号については、承認とします。
議長 事務局	続いて、第4号議案受付番号9号について、事務局から説明をお願いします。
根本委員 鈴木勇次 推進委員	<第4号議案受付番号9号を朗読> 議案の詳細については鈴木勇次推進委員から説明します。 申請地は、釜利谷小学校から北西へ約490mに位置しています。先代所有者が平成5年に全面砂利舗装の月極駐車場を整備し、現在も月極駐車場として利用されているため、農地への復元は困難な状況です。また、駐車場敷地の北側は高低差が約7mある法面となっており、耕作に適した土地ではなく、少なくとも平成19年から駐車場となっていることから農地性はありません。御審議よろしくお願いします。
議長 委員	御意見なれば、採決を行います。 (総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案受付番号9号については、承認とします。
議長 事務局	続いて、第4号議案受付番号10号について、事務局から説明をお願いします。
	<第4号議案受付番号10号を朗読>

根本委員 鈴木勇次 推進委員	議案の詳細については鈴木勇次推進委員から説明します。 申請地は、さきほどの受付番号 9 号の西側にあります。平成 12 年に申請地南側の隣地に新築された、戸建て住宅の庭や通路の敷地として使用されており、碎石や土間コンクリートで整備されているため、農地への復元は困難な状況で、農地性はありません。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第 4 号議案受付番号 10 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案受付番号 10 号については、承認とします。
議長	続きまして、第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」受付番号 3 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 5 号議案受付番号 3 号を朗読>
宮森委員	申請地は永谷小学校から南西へ約 320m の生産緑地 14 筆 1 団地です。主に植木を生産しており、きれいな植木畠でした。サトイモ等の畠としても管理されており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。
委員	第 5 号議案受付番号 3 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
議長	(総員挙手)
委員	総員挙手と認め、第 5 号議案受付番号 3 号については、承認とします。
議長	続いて、第 5 号議案受付番号 4 号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 5 号議案受付番号 4 号を朗読>
宮森委員	先ほどの第 3 号は相続人が子でしたが、第 4 号は妻が相続人となります。第 3 号とは 80m ほど離れたところに、もう 1 筆あります。植木畠のほかサトイモ等の畠を管理しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。
委員	第 5 号議案受付番号 4 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
議長	(総員挙手)
委員	総員挙手と認め、第 5 号議案受付番号 4 号については、承認とします。
議長	続きまして、第 6 号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号 18 号、19 号、20 号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第 6 号議案受付番号 18 号、19 号、20 号を朗読>
矢島会長	受付番号 18 号の詳細については角田推進委員から説明します。

角田推進委員	18号ですが、住宅地内にあり主に自家消費用の野菜を作る農地で肥培管理は良好です。
金子委員	受付番号19号の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	19号ですが、夏野菜を作っております、肥培管理は良好です。
金子委員	20号ですが、ブルーベリーとミカンが栽培されており、肥培管理は概ね良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第6号議案受付番号18号、19号、20号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号18号、19号、20号については、承認とします。
議長	続いて、第6号議案受付番号21号、22号、23号、24号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第6号議案受付番号21号、22号、23号、24号を朗読>
金子委員	受付番号21、22号の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	21号ですが、阿久和南三丁目の方では野菜を作っております、四丁目の方はカキが栽培されており、肥培管理は良好です。
森委員	22号は野菜を作っております、概ね肥培管理は良好です。
石井勝委員	23号ですが、中田町についてはハウスでトマトが栽培されており、肥培管理は良好です。
田中委員	23号の和泉町ですが、並木谷農専地区の農用地2団地3筆です。しっかりと耕うんされていて、肥培管理は良好です。
議長	24号ですが、肥培管理は良好です。
	御意見なれば、採決を行います。
	第6号議案受付番号21号、22号、23号、24号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号21号、22号、23号、24号については、承認とします。
議長	続きまして、第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」受付番号4号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第7号議案受付番号4号を朗読>
矢島会長	露地野菜を中心栽培しております、肥培管理は良好です。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第7号議案受付番号4号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 7 号議案受付番号 4 号については、承認とします。
議長	続いて、第 7 号議案受付番号 5 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井豊委員 和田推進委員	<第 7 号議案受付番号 5 号を朗読> 議案の詳細については和田推進委員から説明します。 申請地は、富士塚幼稚園の西側約 200m に 2 筆、その南側に 1 筆の 2 団地にわかれていますが、最初の 2 筆はきれいに水田として管理しています。南側の 1 筆は今年は体調を崩してしまったということで、休耕となっていますが、全体的には肥培管理良好です。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第 7 号議案受付番号 5 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 7 号議案受付番号 5 号については、承認とします。
議長	続いて、第 7 号議案受付番号 6 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 森委員 門倉推進委員	<第 7 号議案受付番号 6 号について朗読> 議案の詳細については門倉推進委員から説明します。 申請地は、名瀬小学校から南西に約 500m の位置にあります。果樹、タケノコ、露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
議長 根本委員	御意見、御質問はありませんか。 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、20 年間農業を継続した場合に猶予納税が免除されるという、通称「明け」のことですよね。制度が変更されて「明け」がなくなり、終身適用になつたことで、「明け」というものがそのうちなくなると思うのですが、いつで終了となるのでしょうか。もう少しだと思うのですが。
事務局	調整区域の場合ですが、平成 21 年度に法改正があり、平成 21 年 12 月 15 日の法改正以前に相続が発生した場合は、営農を 20 年継続すると免除となります。ただし、生産緑地の場合は当時から終身適用です。法改正後の平成 21 年 12 月 15 日よりも後に相続した場合は、調整区域も終身適用となっています。平成 21 年度の法改正で、申告期限である相続 10 か月後から 20 年間の営農なので、「明け」の業務としてはあと 4 年くらい、令和 12 年末頃までとなります。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第 7 号議案受付番号 6 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第7号議案受付番号6号については、承認とします。
議長	続きまして、第8号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」一括で事務局から説明をお願いします。
事務局	<第8号議案瀬谷9を朗読>
議長	御協力をお願いします。
議長	続いて、議案書の報告事項について、第1号報告から第7号報告まで一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	<報告事項第1号から第7号まで一括で報告>
議長	報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。
事務局	御意見等がないようでしたら、その他の案件及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<事務局から事務連絡を行う。>
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質問はありますでしょうか。
	御意見がないようでしたら、これをもちまして第25回総会を閉会といたします。
	(閉会 16時30分)

令和7年7月25日開催 第25回総会出席状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅則	会長職務代理者	出席	
3	田中 豊		出席	
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝則		出席	議事録署名人
7	奥村 玄		出席	議事録署名人
8	石井 豊		出席	
9	根本 和正	連合会理事	出席	
10	宮森 和之		出席	
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	
12	廣瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮藤 正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅久		出席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤藤 雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、稲葉事務職員、栗林事務職員、木場技術職員
 三木事務職員、山根事務職員、吉田技術職員
 農政推進担当：黒木係長、渡利技術職員